慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 (七)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882
	(7)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1972
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology
). Vol.45, No.1 (1972. 1) ,p.94- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19720115-0094

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

九四

九四)

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 (七)

手 塚

はしがき

各不敬罪事件

〇森田馬太郎事件 ○坂崎斌事件 ○大庭成章事件……以上第四四巻七

〇下山田正道事件 ○横田永次事件 ○前島仙平事件 ……以上第四四巻

○後藤秀一事件 ○河上伯義事件 ○伊藤金次郎事件 ○大槻貞二事件

は次の通りである。

……以上第四四卷九号

○門田平三事件……以上第四四巻十号

○山田島吉事件……以上前々号

○鶴見由次郎、後藤勉事件 ○稲倉儀三郎事件……以上本号 ○田中才次郎事件 ○門野又蔵事件……以上前号

鶴見由次郎、後藤勉事件

「日本国君ノ不幸ヲ弔フ」(卒島村 鶴見飄々生)の内容が不敬に該 明治十五年十二月七日、 八日の両日、 栃木新聞に掲載された投書

豊

他の余罪二件(成法誹毀と官吏侮辱)と併せて処罰されたのである。 て同新聞の編集人後藤勉も、これまた不敬罪に問われ、彼の場合は を用いたことが、新聞紙条例第八条違反とされた事件である。そし 問題になつた鶴見の投書を、栃木新聞から引用すれば、その全文

るとされ、その筆者である鶴見由次郎が、不敬罪に問われ旦つ変名

日本国君ノ不幸ヲ吊フ (帝の誤り―手塚胜)

卒島村 鶴見飄々生

ヲ一個ノ巨人ト視做シテ即チ現時吾ガ日本国家ノ不幸ヲ吊ハンガ テ邦国タルノ面目ヲ保ツノ活動物ニ外ナラザルカ故ニ、吾輩ハ之 代ノ叡聖ナル天皇陛下ノ不幸ヲ吊フノ心算ナラント。然レトモ吾(同前) 立法、行政、司法等ノ機関ヲ具足シ、此機関ノ運転ニ依リテ始メ 輩ノ意見ハ決シテ然ラザル也。夫レ国ハ人々個々ノ集合体ニシテ、 斯ク表題ヲ掲ゲ来レバ、読者諸君ハ必ズ云ハン、飄々生ハ明治昭

身ノ不幸ヲ吊フノ謂ヒニハ候ハズ。諸君乞フ。誤認ヲ 為 シ 給 ヒ身ノ不幸ヲ吊フノ謂ヒニハ候ハズ。諸君乞フ。誤認ヲ 為 シ 給 ト為メニ、斯クノ如キ表題ヲ掲ゲシ所以ニシテ、今上皇帝陛下御一

ル新聞記者、演説士ノ陸続法律ニ触レタリトテ、懲罰ヲ喫スルモ

政困難ヲ治シ、殖産興業ノ隆盛ヲ計リ、内治整治ノ策略ヲ講究スパ何ヲヵ日本国家ノ大不幸ト謂フヤ、乞フ、其由ヲ説ケ。曰ク財ル乎、曰ク未ダシ、内治ノ治マラザルナル乎、曰ク未ダシ。然ヲシ、輸出入ノ不平均乎、曰ク未ダシ、殖産興業ノ徴々振ハザルナ何ヲカ日本国家ノ不幸ト云フヤ。曰ク財政ノ 困難乎、曰 ク 未 ダ

ヘザル所也。乞ァ左ニ其故ヲ開陳セン。

スモノノ候べキ。 製出スルノ薬石ナリ保母ナリト云ハンモ、誰モ敢テ不可ナリト 何ゾ赤髯奴ノ軽侮ヲ薄ンズルヲ得ンヤ。左レバ有司ハ申ス迄モナ ヲ得ン。如何ゾ二十三年ニ国会ヲ開設スルノ運ニ至ルヲ得ン。 キ、蒙ヲ啓キ徴ヲ顕ニスル機関ナカリセバ、設令賢明ナル吾政府 ルハ、単ニ有司ノ力ナリト云 フ ベ キ モ、而モ亦新聞演説等ノ如 サル吾カ皇国ニシテ、稍岐路ヲ離脱シテ正当ノ針路ニ就カシメタ 言ヲ換ヘテ之レヲ謂ヘバ、心志未ダ牢定セズ、 方向未タ定カナラ 九ヲ占メタリト申サンモ、敢テ誣言ニアラザルベシト信ズル也。 ク新聞記者ヤ演説士ハ、人文ノ進歩ヲ裨益シ、邦家ノ康福ヲ捏造 ノ有司、意ヲ鋭クシテ事ニ随従スルモ、如何ゾ今日ノ文明ヲ致ス スル有司ノ力ナリト申スヘキガ、間接ニハ新聞演説ノ力、十中八 会ヲ開設スルノ運ビニ至リタルハ、直接ニハ青雲深宮ニ御座シ参 民ガ燦然政治思想ヲ煥発シテ宸衷ニ遵ヒ、以テ明治二十三年ニ国 ノノ日増シニ増加スル、是レ之ヲ日本国家ノ大不幸ト申スベキ敷 夫レ新聞演説ナルモノハ、人智ヲ聾磨スルノ薬石ニシテ、吾国人

ニヤアレバ詮方ナキ次第ナリトハ申シナガラ、一ノ新聞者誤リテノ責ヲ尽スノ自由ヲ検束セラル、ハ、全ク法律ニ抵触シタルモノヲ囹囲ニ沈メラレ、或ハ演壇ニ邦国ノ利害得喪ヲ陳シテ国民タルヲ別労安ヲ妨碍シタリトテ、或ハ停止禁止ヲ命ゼラレ若クハ身来の別治安ヲ妨碍シタリトテ、或ハ停止禁止ヲ命ゼラレ若クハ身夫レ然リ而ルニ、国家ノ薬石保母タル新聞記者ヤ弁土ガ、深ク

薬石ノ責任ヲ獄裏ニ埋ムルニ至ルハ、是レ又取モ直サズ幾分ノ薬識法綱ヲ衊シテ為メニロヲ錮セラレ、或ハ縲絏ノ責ヲ蒙リテ保母弁土ガ慷慨悲憤ニ堪ヘヤラデ満腔ノ熱血ヲ吐出スルノ際、不知不ザルノ恨ミヲ吞ムニ至ルハ、取リモ直サズ邦国ノ滋養涵育トナルザルノ恨ミヲ吞ムニ至ルハ、取リモ直サズ邦国ノ滋養涵育トナル律ニ触レ法ヲ干シテ、泣ク泣ク声ヲ鎖ジテ国家ニ義務ヲ尽ス能ハ律ニ触レ法ヲ干シテ、泣ク泣ク声ヲ鎖ジテ国家ニ義務ヲ尽ス能ハ

スル所以ナリ。 おり スル所以ナリ。 アルカスル所以ナリ。 日午、一人保母ヲ失ヒタルノ理ニヤアレバ、国家ガ身料ヲ減ジ、一時、一ノ保母ヲ失ヒタルノ理ニヤアレバ、国家ガ身科ヲ減ジ、一時、一ノ保母ヲ失ヒタルノ理ニヤアレバ、国家ガ身科ヲ減ジ、一時、一ノ保母ヲ失ヒタルノ理ニヤアレバ、国家ガ身

恣ニセシメタランニハ、他日奈何ナル禍乱ヲ醸出スルヤモ未タ測ノ不幸ニ遭遇スルナレ。若シ此輩ヲシテ謂ハント欲スルトコロヲシ、法律ヲ干犯シタレバコソ、身ヲ獄裏ニ苦シメラレ窓ヲ闔ヅルヤ、従来吾国ノ記者弁士ガ法律ニ問ハレタルハ、則チ治安ヲ妨害斯ク陳述シ来レバ、論者或ハ謂ハン、子ノ言、焉ンゾ 奇 怪 ナル

ハザルモノ也。時ニ燈油ノ方サニ絶エナントシテ充分之レニ答ヲスルノミニシテ、其言論文章ノ流出スル泉源即チ心中ヲ察スル能也。論者ノ如キハ、只耳目ニ記者弁士ノ言論文章ヲ見モシ聞モシ国家ノ治安ヲ障礙シタルモノヲバ、薬石ナリ保母ナリト謂ハザルエペカラザル也。悪ンゾ此輩ヲ目シテ邦家ノ薬石也保母ナリト云ルベカラザル也。悪ンゾ此輩ヲ目シテ邦家ノ薬石也保母ナリト云

こ、其電譴電責ヲ得タルニモ拘ハラズ。吾国ノ憂国士タル記者弁たり。看者諸君、乞フ之ヲ洞察セヨ。熟々惟ンミルニ、吾国ニ於テ、記者弁士ヲ以テ世ニ鳴ル者ハ、多クハ皆ナ憂国慷慨ノ士ニシテ、記者弁士ヲ以テ世ニ鳴ル者ハ、多クハ皆ナ憂国慷慨ノ士ニシテ、記者弁士ヲ以テ尺功ヲ抹殺スルコトヲ好マザルモノ也。タ也。吾輩ハ寸失ヲ以テ尺功ヲ抹殺スルコトヲ好マザルモノ也。タし。吾輩ハ寸失ヲ以テ尺功ヲ抹殺スルコトヲ好マザルモノ也。タルと責罰ヲ蒙リタリトテ、其心誠ニ国ヲ憂フルモノニシアレバ、とし責罰ヲ蒙リトテ、其心誠ニ国ヲ憂フルモノルの以テ、論者ガ現今社会ノ事情ニ懵憧ナルノ眇眠ヲ啓イテ、ナール以テ、論者ガ現今社会ノ事情ニ懵憧ナルノ眇眠ヲ啓イテ、ナール以テ、論者ガ現今社会ノ事情ニ懵憧ナルノ抄眠ヲ啓イテ、ナール

ト認ムル記者弁士ナラバ、タトヒ平素保母薬石ト頼ムモノナリトナカルベキ也トハ云へ、過チナガラモ君ノ体驅ヲ傷クルモノナリバ、到底身体ヲ健康ニシテ安寧幸福ノ快裡ニ沐浴センコトハ覚束殊ニ身体虚弱ナレバ、充分ニ保母ト薬石ノ力ヲ仮フルニアラザレザ、日本国君ヨ、君ハ春秋僅カニ十五ニ過ギザルノ弱齢ニシテ

士ヲ以テ保母薬石ノ地位ニ置カント欲スル也

君ヨ、君ハ身体虚弱ナルノミナラズ、心志未タ定マラザル今日ニ国家ノ大不幸ナリト謂ハザルヲ得ザル也。嗚呼、幼稚ナル日本国レ、責任ヲ法綱内ニ空シクスルモノノ多キハ、是レ幼弱ナル日本レ、責任ヲ法綱内ニ空シクスルモノノ多キハ、是レ幼弱ナル日本ル、債任ソ任ヲ負フ者ニシテ、 続々法律ニ触レテ君ノ座側ヲ 離モ、心ナラズモ之ヲ懲罰セザルヲ得ザルベケレドモ、可成的ハ君モ、心ナラズモ之ヲ懲罰セザルヲ得ザルベケレドモ、可成的ハ君

ラズヤ。豈ニ悲シカラズヤ。聊カ玆ニ之ヲ記シテ日本国家ノ不幸当リテ、此ノ不幸ニ遭遇スルトハ何ノ因果ニヤアル。豈ニ痛シカ

ヲ吊フト云爾(与塚)。

職見の論説は、日本の国を「一個ノ巨人」とみなし、その不幸に いて論述する形式を採つている。彼が「日本国君」と称している のは、「日本国」に敬称の「君」をつけて呼んでいるわけである。し く、「日本国」に敬称の「君」をつけて呼んでいるわけである。し く、「日本国」に敬称の「君」をつけて呼んでいるわけである。し く、「日本国」に敬称の「君」をつけて呼んでいるわけである。し たがつて、文章の表面からみる限りでは、天皇に対する論評にはな たがつて、文章の表面からみる限りでは、天皇に対する論評にはな たがって、文章の表面からみる限りでは、天皇に対する論評にはな で、「日本国す指スカ如クナレトモ」「前後ヲ 通読スレバ 大ニ と「無形ノ日本国ヲ指スカ如クナレトモ」「前後ヲ 通読スレバ 大ニ と「無形ノ日本国ヲ指スカ如クナレトモ」「前後ヲ 通読スレバ 大ニ と「無利」であり、その「日本国君」に対し「身体虚弱身志未定 「固有名詞」であり、その「日本国君」といえば、わが国では天皇を指す なうサルモノ」であり、その「日本国君」に対し「身体虚弱身志未定 「固有名詞」であり、その「日本国君」に対し「身体虚弱身志未定 「固有名詞」であり、その「日本国君」に対し「身体虚弱身志未定 「固有名詞」であり、その「日本国君」といえば、わが国では天皇を指す と、「所為」をなしたものとみなしたのである(養婦別さ)。

「金子」、禁錮一年罰金五十円監視十月の刑を宣告したのである(鉄橋製作を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審を省略したものと思われる(10元条)。件を現行犯として取扱い、予審と、表述といる。(10元条)。

任を、次のように報じている

る。(4)。 (5) この鶴見事件の判決は、かなり多くの新聞が、それを報道してい

る。それは、刑法上の不敬罪と新聞紙条例違反とを「数罪俱発」と の判決は誤りのまま確定した。その直後に行われた 関係者 の 更 迭 見事件の場合も、被告並に検察官の双方が上告しなかつたため、そ 動が行われた形跡のあることも、すでに述べた通りである。この鶴 のまま確定した場合、その直後、関係判検事に対し、懲戒的人事異 そうした誤つた判決に対し、被告、検察官共に上告せず、判決がそ とし、被告に有利な方向で、法律の適用を誤まったのである。 の量刑を定め、それを併科すべきであつた。判決はこの布告をみお 太政官布告第七二号第五条にもとづき「数罪俱発」とはせず、別 して取扱つた点である。この両者は、明治十四年十二月二十八日 月二十三日・朝野新聞は、鶴見事件担当の裁判官および検察官の退 は、この誤判に対する責任追求であつたと思われる。明治十六年二 いて、これと同じ誤りがあつたことは、その都度指摘した。とくに ところが、この判決には、法律の適用について大きな誤りが すでにこれまで紹介したいくつかの不敬罪事件の第一審判決にお あ

一大宴会を鯉保楼に張りて両氏を送られ、席上池田氏 の 演 説 あ出京せらる。右に付き同僚知友の人々凡そ四十名程、去る五日、や、其後辞表を差出され、去月下旬聞き届けになりて、両氏とも成及び其節立会われたる検事補牛込喜一の両氏は、如何なる訳に彼の鶴見某の大不敬罪を裁判したる栃木裁判所の判事補池田正

ふ。既に海と云ふ。何ぞ時として風波の起る憂へ 無 から んや。め期すべからざる者ありて、其変動定まらざる、之を 官 海 と 云め男となる。此れ余の遺憾とする所なり。然れども政府の事は予する実に深し。而して未だ之を酬ゆるに及ばすして忽ち飄々乎たり。其要旨は、余が当法衙に職を奉じてより、諸氏の厚誼を辱りり。其要旨は、余が当法衙に職を奉じてより、諸氏の厚誼を辱り

今、余が一朝にして飄々の身となりたるも、亦此の風波に逢ひた

る者にして、余の予期せし所なれば、敢て周章するにも及はざる

| 別央確豆重多の「引上し」、そこでようしている。 (13) 前掲新聞記事にはみえていないが、栃木始審裁判所長増田贊も、去つたのである。 (23) まのように、池田判事補と牛込検事補は共に、一月下旬、栃木をこのように、池田判事補と牛込検事補は共に、一月下旬、栃木を

して深く感動せしめしとぞ

法省が各不敬罪の量刑にまで干渉し、とくにそれを統制したとは考

不敬罪事件に対する第一審判決が、前に述べたごとく、しばしば不敬罪事件に対する第一審判決がそのまま確定したことに困惑は律の適用を誤り、しかもその判決がそのまま確定したことに困惑いる。

事件ニ関シ告訴告発アリタル時ハ速ニ当省へ申出ツヘシ此旨相達ハ有之間敷筈ニ候得共倘有之ニ於テハ実ニ不容易儀ニ候条右等ノ刑法第二編第一章(皇室に対する罪)ニ記載セル重罪軽罪ヲ犯スヘキ者司法省内達裁判所

えられない。この内達に関する詳しい検討は、 別の機会にゆずり、

述べた。そして、そうした措置は、当時の法律のわく内において、(2)。 みが処罰され、実際の執筆者は不問に付された例のあることは前に 寔に不合理であつたことも、その都度指摘した通りである。 ここではこれ以上の考察は差し控えたい。(21) さて、新聞記事による不敬罪事件において、当該新聞の編集人の

だ、編集人後藤勉は、一時逃亡したため、裁判が遅れ、鶴見に対すたごとく、編集人、執筆者双方共に処罰されている の で ある。た る判決後、約三ヵ月を経て判決言渡が行われたのである。

る)の二つだけである

ところが、この鶴見事件においては、すでに冒頭において一言し

それとも一時は逃亡したが、その後ち自首したのか、その辺の事情 後藤が、いつどこへ逐電したのか、そしていつ逮捕されたのか、

は残念ながら一切わからない

ある。十六年五月一日・東京日日新聞は、次のごとく述べている。 報道したのは、その判決の言渡が終つた後ちのことであつたようで 鶴見の事件と関連して、編集長の後藤も連坐したことを、新聞が と云ふ名を以て「日本国君ノ不幸ヲ弔フ」といへる文章を掲げた 昨十五年十二月七日八日両日、栃木新聞の投書欄へ鶴見飄々生

解をあたえる報道であつたといえよう。同月三日・朝野新聞は、次 変名で投書し、それがため処罰されたようにも理解できる。寔に誤 しかし、この記事だけみると、あたかも後藤が鶴見飄々生という

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

日、重禁錮五年罰金二百円を申付けられたりとぞ。

る後藤勉は、兼て栃木未決監に拘留 せられ、居たるが、去る廿七

のように報じている

栃木新聞編輯長後藤勉は、

嚢に鶴見飄々生の投書に係る日本国

君の不幸を吊ふと題する一篇を掲げ、取調中、失踪せしに、(キメキ) 七日、栃木軽罪裁判所に於て重禁錮五年罰金二百円に処せられた 無く拘留となり、久しく同地監獄署未決監に在りしが、去月二十

聞と、 後藤の逃亡を報じたものは、 同月五日・凾右日報(その内容は、朝野の記事とほとんど同じであ 私の知る限りにおいて、 この朝野新

ŋ.

見の場合と同様、予審は省略されたもの と 思 わ れる(本誌九六頁参 判事補小林順二、立会検察官は検事補横田信謹である (養婦判決)。鶴 判所の判決言渡は、十六年四月二十七日であつた。そして裁判長は これらの新聞報道が述べているごとく、後藤に対する栃木軽罪裁

官吏侮辱罪は は、新聞紙条例第一四条違反の成法誹毀罪に該るものとし、不敬罪と廃除スル乎否ラザレハ法律ノ 草案ヲ 公示スルハ 今日ノ 急務ナリ」 七五号(同年十二月九日、十二日)に連載した社説「成法誹譏ノ法律ヲ は官吏侮辱罪(刑法第一四一条)に該るとし、さらに同新聞第七三号第号(十五年十二月十二日)に掲載した北島警部補の演説中止事件の報道 条違反については軽禁錮六月罰金三十円をそれぞれ宣告したのであ (第一○○条三項)、 判決は、鶴見の投書について不敬罪をみとめ、また同新聞第七五 「数罪倶発」でその「一ノ重キ」不敬罪 の み を 適用(②) 重禁錮五年罰金二百円監視二年、 新聞紙条例第一四

のかも知れないが、それにしても重刑である。 (養婦料次)。 鶴見に対する判決においては、不敬罪と新聞紙条例違な (養婦料次)。 鶴見に対する判決においては、さすがにその財を「数罪俱発」にするという法律適用の誤りを犯し たこと しん にばべた。この後藤に対する判決においては、さすがにその 刑法第一一七条所定の最高刑であり、当時の不敬罪事件 に おい て刑法第一一七条所定の最高刑であり、当時の不敬罪事件 に おい て 刑法第一一七条所定の最高刑であり、当時の不敬罪と新聞紙条例違る (養婦判決)。 鶴見に対する判決においては、不敬罪と新聞紙条例違

栃木新聞へしばしば投書していたことを除いては、全くわからな在の小山市卒島)の人、小学校の教員である。その経歴については、鶴見由次郎は、その判決書によると、栃木県下都賀郡卒島村(現後藤は、この第一審判決にそのまま服罪、上告はしていない。(88)

寔に残念である。大方の御教示を乞う次第である。(鶴見、後藤両名の事件前後の経歴が、ほとんど不明であることは

- ・) 明治十五年十二月七日・栃木新聞
- a) 明治十五年十二月八日・栃木新聞
- (3) 本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌第四四巻七号・七七頁参照。

- 新聞雑誌には、匿名の寄稿がかなり多いが、この処罰規定は余り厳格に下山田正道事件の註11・本誌第四四巻八号・七七頁参照。なお、当時の(4) 新聞、雑誌の執筆に、変名を用いた場合の処罰規定である。本稿・
- (6) 刑法第八一条 罪ヲ犯ス時満十六歳以上二十歳ニ満サル者ハ其罪ヲ(5) 本稿・下山田正道事件の註13・本誌第四四巻八号・七七頁参照。

は適用されていないようである。

額ノ四分ノーヲ減スルヲ以テ一等ト為シ(下略)第七○条禁錮罰金ニ該ル者減軽ス可キ時ハ各本条ニ記載シタル刑期金

宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス

- (7) 判決書を掲載して報道したものに、例えば、一月十六日・東京日日(7) 判決書を掲載して報道したものに、例えば、一月十八日・東京日日新聞の記事は、梅原北明「近世社会大驚異全史」る。その内、東京日日新聞の記事は、梅原北明「近世社会大驚異全史」る。その内、東京日田は巻・召印で手を掲載して報道したものに、例えば、一月十六日・東京日日(7) 判決書を掲載して報道したものに、例えば、一月十六日・東京日日(7) 判決書を掲載して報道したものに、例えば、一月十六日・東京日日(7)
- (8) 本稿・下山田正道事件の註4・本誌第四四巻八号・七七頁参照上巻・昭和六年・三二三頁以下にも収録されている。
- 件・同前・八二頁、門野文蔵事件・本誌前号・五九頁参照。(9) 本稿・下山田正道事件・本誌第四四巻八号・七四頁、横 田 永 次 事

本稿・横田永次事件・本誌第四四巻八号・八三頁参照

- 庭成章事件の註12・本誌第四四巻七号・八九頁参照。付されていない。したがつて上告はなかつたものとみていい。本稿・大(1) 栃木地方検察庁保管の鶴見事件判決正本には、大審院判決謄本が添
- ぞれ在職している。その頃、復職したのであろう。に(一八四枚麦)、牛込は横浜始審裁判所判事補に(一八五枚麦)、牛込は横浜始審裁判所判事補に(一八五枚麦)、それ(2) 明治十六年五月「官員録」司法省の部に、池田、牛込両名の名はみ(2)
- 職している(一八一枚裏)。おそらく 同年一月開設の 同裁判所初代所長(3) 明治十五年五月「官員録」によると、増田は栃木始審裁判所長に在

- に交代したものと思われる。 が十六年一月十八日であるから(前掲司法沿革誌・六一四頁)、その日 増田の所長解任日は明らかでないが、後任所長の飯田判事の就任日
- 「帰京「栃木長増田替」とある。(15) 明治十六年一月二十七日・日本立憲政党新聞所載の判事 転 任 表 に(15)
- 明治十六年五月「官員録」・一九一枚裏。
- (17) 増田贊は、富山県射水郡小杉の人、天保十年、江戸末期の画壇で著 門に学び、明治維新後、下野県属、東京府権少参事を歴任(「小杉町史」・ 名の増田蕉雨の子として出生、青年時代、江戸で安井息軒、藤森天山の からといつて、鶴見事件に際し、彼が被告に有利の方向に、故意に誤つ 照)。現職の司法省官吏が、啓蒙民権運動に参加したことは珍しい。だ 社談」を四年半に亘つて刊行し、民権思想の普及に貢献した(稲垣剛 地方における啓蒙民権運動の嚆矢であり、十年十一月から機関誌「相益 も参加している(前掲小杉町史・後篇八頁、三三二頁)。相 益 社は、同 内果(後ちの東京日日の記者)が提唱した相益社の設立(明治九年)に 所長、静岡始審裁判所判事を歴任したことは、前に述べた 通り で ある となり(同十四年八月「官員録」・一六四枚表)、その後、栃木始審裁判 同十三年九月「官員録」・一六四枚表)など を経て東京上等裁判所判事 「官員録」・七二枚表)、奏任御用掛(同十年十月「官員録」・一一三枚裏 五枚表、同八年三月「官員録」・九四枚表)、司法権少丞(同 九年 七月 員全書」司法省・四枚表)、明法大属(明治七年月不詳「官員録」・一〇 五一頁)、五年二月、八等出仕として司法省に 入り(明治五年五月「官 昭和三十四年・後篇三三一頁、「国民過去帳・明治之部」・昭和十年・六 た法律の適用を示唆した(あるいは黙認した)とみることは出来ないで 「相益社談の史的位置」・越中史壇第四号・昭和三十年・一九頁以下 参 (註13乃至16・参照)。彼は、司法省に勤務する傍ら、故郷小杉の戸長海

であつた(前掲国民過去帳・六五一頁)。 などを歴任し、三十三年に退官、三十五年五月二日逝去、亨年六十三歳 九枚裹)、宮城控訴院判事(同二十六年十月「官員録」甲・一一六枚表) 二〇一枚表)、広島控訴院評定官(同二十一年八月「官員録」甲・一一 増田は、その後、東京控訴裁判所判事(明治十八年八月「官員録」・

- はわからない。 事件による人事異動に、彼のみは無関係であつたと思われる。その理由 たといえる。彼は、十九年二月十二日、大阪始審裁判所検事へ移るまで たものとみていい。とすると、鶴見事件当時の上席検事は、柿原であつ 栃木始審裁判所への転勤を報じているから、その際、上席検事が交代し し、明治十五年十一月十一日・朝野新聞は、司法省第十局詰検事柿原の め、同書によつては、その交代時期は確められない(六一六頁)。しか とのみ記しているにすぎず、原田については、その記事が全くない た と思われるが、前掲司法沿革誌には、柿原の就任時期を「明治十六年」 と、検事柿原義則である(一八九枚表)。原田の後任者が 柿原であ つた と、検事原田種徳であり(一八四枚表)、十六年五月「官員録」に よる (明治十九年二月十七日・大阪日報)、その職に止まつていたから、鶴見 栃木始審裁判所の上席検事は、明治十五年七月「官員録」による
- (1) 当時、下級裁判所が、その判決の全てを司法省へ報告していたかど テ罰セサル所為ニ対シ刑ヲ言渡シ又ハ相当ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル 確定後、大審院検事長による非常上告の制もあるが、それは「法律ニ於 を経過し、如何ともなしえなかつたものと思われる。治罪法には、裁判 し、誤りが発見されても、最早、上告期限の三日(治罪法第四一四条) からみて、迅速には到達しなかつたであろうから、司法省がそれを入手 は、判決謄本を送致していたものと思われる。しかし、当時の郵便事情 **うかはわからないが、すくなくとも重要事件(例えば不敬罪)について**

場合」(第四三五条)に限られている

- 日・南海日報等)。 日・南海日報等)。
- に関する綜合的研究(本稿・はし がき・本誌第四四巻七号・七三頁 参(1) 将来、本誌に発表を予定している明治十五年刑法施行前後の不敬罪
- ---七七頁、横田永次事件・同前・八二頁参照。 (22)、(23) 本稿・下山田正道事件・本誌第四四巻八号・七四頁、七六頁

照)にゆずりたい。

- (24) 本文で述べたごとく、鶴見の投書は、十二月七日、八日の両日、板(24) 本文で述べたごとく、鶴見の投書は、十二日日まで同紙の編集木新聞に掲載されたものであるが、後藤は、同月十五日まで同紙の編集木新聞に掲載されたものであるが、後藤は、同月十五日まで同紙の編集をしている(十六日は植木鏡、十七日以降は堀越嘉十郎)。そ
- (25) 本稿・下山田正道事件の註12・本誌第四四巻八号・七七頁参照。

が、かなり多くの脱漏がある。

- (26) 本稿・前掲事件の註10・本誌同前・七六頁参照
- (27) 本稿・前掲事件の註13・本誌同前・七七頁参照。
- (2) 問題になつた「日本国君ノ不幸ヲ弔フ」前後に、鶴見は数回にわた稿・大庭成章事件の註12・本誌第四四巻七号・八九頁参照。本統付されていない。したがつて、上告はなかつたものと推測される。本(28) 栃木軽罪裁判所保管の後藤事件の判決正本には、大審院判決謄本が(28)
- (3)当時、多くの新聞は、法令による処分を予想して名目上の編集人を「交通ノ利益」卒島村鶴見飄々子などがそれである。「交通ノ利益」卒島村鶴見飄々生、十一月三十日、「刊一日・「喜愛セザルベカラズ」卒島村津留美生、十一月三十日、十二月一日・「喜愛セザルベカラズ」卒島村津留美生、十一月三十日、十二月一日・「喜愛・セザルベカラズ」卒島村津留美生、十一月三十二十二日、「親和合同)

四三頁――四四頁)。後藤の場合、 仮に そうであつたにもせよ、五年半に暮せた」という説もある(芳賀栄造「明治大正筆禍史」・大正十三年・終照)。この「署名人は平生月給五円、監獄に行くと 日給に直つて 三十参照)。この「署名人は平生月給五円、監獄に行くと 日給に直つて 三十参照)。

にわたる入獄は、到底金銭を以てしては償いえなかつたであろう。

前註

裁判言渡書

平民 栃木県訓導 栃木県下野国下都賀郡卒島村

鶴見 由次郎

人鶴見由次郎へ身へ小学教員ノ職ニ在リ平素自ラ飄々生ト号シ居其方ニ対スル不敬犯事件検察官ノ公訴ニ因リ審理ヲ遂クル処被告

下ニ対シ文ヲ舞シ不敬ノ所為ヲ為シタルモノト認定ス之ヲ法律ニ 国君ト筆記シタルハ日本国ヲ指シタルノ論ニ非スシテ即チ天皇陛 未定年歯弱齢海外ニ吹飛サレ血ノ涙門ニ隠没シ或ハ幼稚ナル日本(まま) 然リ而シテ日本国君ナル固有名詞ニ用ヒ之ニ続クニ身体虚弱身志 ヲ措テ他ニ之ヲ名称スベキモノアラザルナリ然ラハ則日本国君ト 国ヲ指スカ如クナレトモ前後ヲ通読スレバ大ニ然ラサルモノトス 云々ト論結セリ以上文章ノ趣旨冒頭ト中段ノ論旨ハ無形ナル日本 如何トナレバ已ニ日本国君ト唱道スル時ハ我国ニ在テハ天皇陛下 殊ニ身体虚弱ナレハ充分ニ保母ト薬石ノ力ヲ仮ルニ非サレハ身体 之ヲ懲罰スルハ薬料ヲ減シ保母ヲ失フタルト論シ来リ且反対弁難 ハ固有名詞ニシテ他ニ之ヲ称用スルヲ得サルハ論ヲ俟タサルナリ 末ニ至リ吁日本国君ヨ君ハ春秋僅カニ十五ニ過キサル弱齢ニシテ ヲ設ケテ法律ニ触レタルノ記者弁士ハ愈薬石保母ナリト論駁シ結 題シタル所以ハ新聞記者演説士懲罰ヲ喫スルニ在リト説キ起シ而 シテ其新聞演説ノ効用薬石保母ニ等偷シ然ルヲ法ニ触レタリトテ 段ニハ題意ノ天皇陛下ヲ指スニ非サルヲ分疏シ次段ニハ日本国君 依リ明確ナリ今其文章ヲ審閱スルニ其項ヲ分ツテ七段落ト為シ初 録セリ其事実ハ彼告ノ白状該新聞及被告カ認メタル原稿ノ現在ニ 拠リ該社ニ於テハ載テ該新聞第七十一号乃至第七十二号投書ニ掲 不幸ヲ弔フト題シタル文章ヲ草シ栃木新聞旭香社ニ投寄シタルニ ノ身体危殆ナルトテ其有様ヲ不繋ノ浮舟ニ比シ其中段ニハ不幸ト 健康ニシテ安寧幸福ノ快裡ニ沐浴センコトハ覚東ナカルベキ也 明治十五年十二月七日鶴見飄々生ノ名ヲ以テ日本国(名) 君

> 個一年罰金五十円監視十月ノ刑ヲ宣告スルモノ也。 関一年罰金五十円監視十月ノ刑ヲ宣告スルモノ也。 の一年罰金五十円監視十月ノ刑ヲ宣告スルモノ也。 の一年罰金五十円監視十月ノ刑ヲ宣告スルモノ也。 の一年罰金五十円監視十月ノ刑ヲ宣告スルモノ也。

治十六年一月十二日厉木昼唱哉判所ニ於倹事哺牛込喜一立会ノ押ヘタル書類ハ悉ク還付ス押ヘタル書類ハ悉ク還付ス但本案ニ関スル新聞原稿ハ刑法第四十三条ニ依リ没収ス其差

上言渡スモノ也 明治十六年一月十二 日栃木軽罪裁判所ニ於検事補牛込喜一立会ノ

書 記 田藤 良政判事補 池田 正成

裁判言渡書

土族後藤孫左耳門養子無職業 愛知県尾張国名古屋区小市場町

当二十三年六ヶ月

法誹譏ノ法律ヲ廃除スル乎否ラサレハ法律ノ草案ヲ公示スルハ今ヤアル云々ト掲載シ第二ハ該新聞第七十三号及ヒ第七十五号ニ成

五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス尚 法第百十七条天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上 書ヲ以テ侮辱シタルモノナリトス因テ之ヲ法律ニ照スニ第一ハ刑 不敬ヲ極メ第二ハ成法ヲ誹毀シ第三ハ北島警部補ノ職務ニ対シ文 アルモ決シテ無暗ニ中止解散ナトヲ命セラルゝ様ノ憂ヒアラサル リニ官民調和ヲ希望サルルトノ風評ヲ信シ居タルヲ以テ設ヒ監臨 ヲ該新聞第七十二号ニ掲ケテ曰ク其会場ニ於警部ラシキ人ノ差出(後註) 島種行ノ告訴状ニヨリ其証憑充分ニシテ第一ハ我至尊ニ対シ甚 ハ各新聞紙上及ヒ栃木県警部有田義資二個ノ告発書同県警部補北 ベシト思ヒシニ甚タ意外ノ事件ヲ惹起シタリ云々トアリ右ノ事実 ニ於テ大ニ疑ヲ懷キタル人アリシカト吾々ハ尚モ先キニ該署員頻 サレタル名刺ヲ視ルニ佐野警察署長心得警部補北島種行トアリ此 載シ第三ハ曩時栃木県安蘇郡犬伏宿ニ於テ開キタル学術演説開会 ラス彼ノ成法誹鞿ノ法律ヲ今日ニ存セラルル即チ是ナリ云々ト掲 輩ノ尤恠ム可キトナス者ハ我ガ廟堂百志ノ英明ナリト云ニモ拘 余輩ヲシテ此ニ恠マサルヲ得サラシムル者蓋シ尠トセス而シテ余 ノ際栃木県警部補北島種行臨監シ中止解散ヲ命シタル当時ノ刑状 ノ自由ヲ束縛スルカ故ノミ豈ニ他アランヤ云々現ニ我邦ノ如キ亦 ニ在リテ往々民間ニ議論ノ声ヲ絶ツ者アルハ何ソ政府ノ法律言論 ナキヲ以テ人民ノ意向ヲ此ニ採ルコト能ハス云々又専制政府ノ下 ナリ云々又我邦今日ノ如キ専制体ノ邦ニ於テハ素ヨリ国会ノ設ケ ニ当リ其許多ノ障碍ヲ逢着スル者亦未タ全ク之レナキヲ保タサル(***) 日ノ急務ナリト題シタル文中我邦法律ノ多キ或ハ実施ニ施行スル

第百十一号布告新聞紙条例第十四条成法ヲ誹毁シテ国民法ニ遵フ 第百二十条ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス第二ハ明治八年 ス者へ禁獄一月以上一年以下罰金五円以上百円以下ヲ科ス第三ハ ノ義ヲ乱リ及ヒ顕ハニ刑事ニ触レタルノ罪犯ヲ曲庇スルノ論ヲ為

又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シトアルニ該レリ右第一 刑法第百四十一条官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語 五十円以下ノ罰金ヲ附加ス其目前ニ非ラスト雖モ刊行ノ文書図画 ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上

規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ再犯加重及ヒ数罪俱発ノ例ヲ用ヒス 断スヘキモノトス其第二ハ明治十四年第七十二号布告第五条法律 ス因テ被告後藤勉ハ第一ハ重禁錮五年ニ処シ罰金二百円ヲ附加シ トアルヲ以テ同第二条第三条ニ従ヒ軽禁錮罰金ヲ併科スヘキ者ト

ている。

第三へ刑法第百条ニ照シーノ重キ刑法第百十七条ノ本刑ニヨリ処

但裁判費用ハ総テ負担スヘシ

於栃木軽罪裁判所ニ宣告ス

監視二年ニ付シ第二ハ軽禁錮六月ニ処シ罰金三十円ヲ科ス

判 事

明治十六年四月廿七日 書 記

立会検事補

書き間違いである。しかし、これは単に書きちがいだけではすまされない 月十二日)であつて、第七十二号(同月八日)ではない。その点、判決の 北島警部補の一件を報じたのは、栃木新聞第七十五号(明治十五年十二

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

問題であり、判決言渡の「理由ノ齟齬」(治罪法第四一〇条九号)と して 点で、被告に取つて別段有利の材料にはならないが、裁判官に対しては、 上告理由になる。もつとも、これを理由にして上告しても、量刑その他の

稻倉儀三郎事件

誤判の責任が残つたであろう。

三郎が、教室において、生徒の持つていた天皇の写真を取りあげ、 不敬の言葉を述べつつそれを破り捨てたというので、不敬罪に問わ 明治十六年一月三十一日、兵庫県神戸区相生小学校の教員稲倉儀

れた事件である。

この事件はいち早く二月十四日・朝野新聞が、次のごとく報道し

生小学校教員稿倉儀三郎(二十年)にて、同人は生意気の上、常(***) 徒の所持し居る或る貴き御方の写真を奪ひ取り、不敬の言語を吐 に傍若無人の挙動多きより人に弾指せしが、近頃のこととか、 彼の門田平三の子分とでも云ふべき乱暴の男は、神戸区兵庫(4)

で、同人に辞表を出さしめ、猶近々の内、同校教員より其筋へ告 取られ居たりしが、遂に 大悶着と なり、其趣を 学務委員に 届出 きつつ寸段々々才断せしを、傍に居たる人も余りのことに壓気に

訴する趣なりと。

意的な報道とは、全く対照的である。 この記事は、稲倉に非同情的であり、 後掲三月六日、 同新聞の好

二月二十日前後になると、各地の新聞が、詳報を報道しはじめた

ようであるが、私の知る限りにおいて、もつとも詳しいのは、二月(5) 十八日、南海日報 (愛媛)の次の記事である

去る五日の事なりしとか、神戸小学校相生分校の教員を勤めら

告せしに、学務委員も余り大不敬の至りなりとて、去る八日、神 を為すものの近来多く出来するは、実に国家の為めに嘆息せさる たり。或る新聞には、拘引せられし由記載されども、右儀三郎は 課より儀三郎の父伊兵衛を呼出し、教員免職の辞令書を下渡され 出し、該件に関する事実を取調へられしと、又同日は、本県学務 れ、翌十日、予審掛より右教員大塚、犬塚の両氏を証人として呼 り、翌九日、検事補井水孝三郎 より 処分方を司法省へ 伺出てら 戸警察署へ告発し、同署より 直ちに 神戸軽罪裁判所へ 通知にな の両氏は、其不敬の振舞を見兼ね、直ちに学務委員に此よしを密 何処へか逃亡して、今に踪跡分らずと云ふ。斯ゝる大不敬の所行 を取り上け、畏くも寸々に引裂たれば、同僚大塚文純、犬塚竹二 中に、聖上の御写真を教場へ携へ行きしありしに、稲倉は御写真 るい兵庫仲町通一丁目稲倉伊兵衛の長男儀三郎は、受持の生徒の

ても猶怖るべき挙動ならずや。 居るものにして、此等の言行あるは、憎みても尚悪むへく、恐れ 誌九三頁以下参照――手塚註)、今回のことと云ひ、国家教育の任に を得ざるなり。況や栃木県のことと云ひ(鶴見由次郎事件を指す。本

判所判決書によると、事件は一月三十一日である)、 そのほか 人名に つ いても、若干の誤りがあるように思われるが、同前判決書によると、 この記事には、事件を二月五日としている誤りや(後掲神戸軽罪裁

> 省がどんな指示をあたえたかは、残念ながらわからない。 件を司法省へ伺いでている点もみのがしてはならない。これこそ、 命の申請権を有していたから(令第四八条)、このような事柄にも介(8)、明治十三年教育)、このような事柄にも介 あるのが、この学務委員であろう。学務委員は、公立小学校教員任 稲倉の父の名は伊兵衛ではなく 儀兵衛、 証人大塚文純は八木文純である)、(6) 前掲鶴見由次郎事件の際、詳論した十六年一月十七日・司法省内達 入したものと思われる。また、担当検察官が予審開始に先立ち、事 始されたことがわかる。後掲大審院判決書に「告訴人飯尾竜三郎」と 発、検事の起訴により、二月十日から、被告人不在のまま予審が開 事件後の経過は、一応克明に報道しているものと思われる。これに (本誌九七頁参照)を忠実に遵守したものだからである。しかし、司法 より、稲倉の同僚の.通報にもとづき、学務委員が 事件を 警察に 告

檻にて密室監禁(俗に云ふ三尺牢)に入れられしが、一昨日より(**) 就き、兵庫県へ護送されしが、其逃亡を防ぐためとて、同県未決 許されて通常の囚人同様取扱はるゝと云ふ。 畏き御辺の写真を破壊せし稲倉儀三郎氏は、此程紀州にて縛に された。神戸へ護送されてからの状況について、三月一日、日本立(宮)一時、神戸から行方をくらましたが、二月二十一日、和歌山で逮捕

事件発生後、稲倉は、前掲南海日報の記事に述べているごとく、

憲政党新聞は、次のごとく報じている。

予審判事が自己の職権によりまたは検事の請求により行うもので、 その後ち普通の監倉(未決監)に収容されたのである。密室監禁は、 この報道が事実ならば、稲倉は約一週間、密室監禁を命ぜられ

特別に厳重な未決拘禁である(一四四条第一四五条)。

ル

い

なり好意的にみたものもあつた。例えば、三月五日、時事新報は、 ずも引裂けたるにて、稲倉某は、始めより然る畏き品と知りて為 上げんとするを、生徒が是は大事の写真なればと争ふ折柄、図ら 戯れ居たるを戒め、受業時間に斯る物を持つことはならぬとて取 写真を引裂きたりと云は、全く該校の生徒が教授中に写真を以て りとて、諸新聞にも種々噂ありしが、今聞く所に拠れば、右の御 尊の御写真を引裂きたりとか云ふことにて、俄に免職となりしよ したるにわあらず、然るを同僚なる教員某のために告訴に及ばれ 攝洲兵庫の相生学校教員たりし稲倉儀三郎は、同学校に於て至 同人は一旦兵庫県を脱し、遂に和歌山地方にて捕縛せられた 稲倉事件を報道した新聞記事の中には、 稲倉の行動をか

と述べている。また、三月六日・朝野新聞も

たるものなりとの説あり。

たるにが、一時は難を懼れて何の分別もなく、一旦同県を脱走し

暮れし折、已に告発されしと聞き、 高貴の写真なりし故、大に驚き直に帰宅し、如何にせんと思案に に、生徒は是を放さず争ひ合う内、誤て引裂きしが、能く観れば 人なりと云ひて教授の妨害をなしたるにより、取り上げんとせし れしに、同人は全く或る生徒が一枚の写真を教場へ持ち来り、美 彼の高貴の写真を裂きし稲倉儀三郎の予審を当裁判所にて開か 後先きの考も無く逃走したり

である。

前掲時事の記事とほぼ同じこと を述べている。 両紙の 記事

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

頗る後悔の色ありとぞ。

件の真相を推察する一片の手がかりすら得られないのは、寔に残念 同僚)、参考人岡島重蔵(生徒)らの証言の内容がわからないので、事 ごとく学務委員と思われる)、八木文純、 犬塚竹二(この二名は、稲倉の たしかである。この予審に 喚問された筈の 証人飯倉竜三郎(前述の ると、予審決定言渡書が事件を不敬罪に該ると認定したことだけは 共に全く不明である。しかし、つづいて公判が開かれたことからみ 神戸軽罪裁判所の予審がいつ終結したかは、その予審判事の氏名と 神戸軽罪裁判所の判決は、ゆきすぎであつたといわざるをえない。 稲倉に悪意のない偶発的な出来事であり、それに不敬罪を適用した ありそうなことではある。もしそれが真実であるとすれば、事件は て真相であつたかどうかはわからないが、いかにも小学校の教室で いる。この稲倉の弁解および前掲時事、朝野の伝える事実が、果し ヲ思慮シタル所為ニ出テ毫モ悪意アルニ非ス」(機場大審院)と 述 べて は、おそらく神戸地方の新聞の報道によつたものと推測されるが、 ま、それを確めえない。(12) モノハ全ク婦人ノ写真ナリト聞知シ読書時間他ノ妨礙ナランコト 稲倉も、その上告理由の中で「破毀シタ

鉱七であつた。公判は傍聴禁止の裡に進められ、(16) 事赤堀義民、立会検察官は検事福錬芳隆である。また弁護人は山 は、その事実認定について「生徒岡島重蔵カ所持セシ写真ハ至尊ノ 行い、重禁錮三年罰金百円監視二年の刑を言渡したのである。(エン) 行われた。稲倉の行為に不敬罪を適用、未成年減軽 (明治十五年刑) を 神戸軽罪裁判所の公判は、三月二十二日に開かれた。 即日判決の言渡が 裁判長は判

していないとはいえないにしても、不十分な「明示」であるとはい要請されている (第三〇四)。前掲判決書の表現は、事実を全く「明示」としているが、「不敬ノ言詞」の内容は明らかにしていない。(2) ノ」としているが、「不敬ノ言詞」の内容は明らかにしていない。

通りである(終婦大審院)。 稲倉は、この第一審判決を不服として上告した。上告理由は次の稲倉は、この第一審判決を不服として上告した。上告理由は次の

えるであろう。

- いことを強調したものと思われる。 三郎の「片言」のみであつて、他の証人参考人の 証言 で は な三郎の「片言」のみであつて、他の証人参考人の 証言 で は なって を告人か不敬ノ語ヲ 発シタ」という 証言は、告訴人飯尾竜
- から脱れるためであつた。
 一 逃亡したのは、告訴を知つたためではなく、同僚の「猜忌」
- 破毀したまでであつて、不敬の悪意はなかつた。 三 「婦人ノ写真」と聞き、他の生徒の勉強の 妨礙になると 思い
- 以上の四点は、上告理由として「事実及ヒ法律ニ依リ言渡ノ理由すべきであるにも拘らず、拘引状を発したのは違法である。四 この事件は、非現行犯であるから、まず召喚状 (治罪法等)を発
- 明治十六年五月二十二日、大審院はこの上告を棄却した。その理^{〇号)})に該るというのである。
 「窓)
 「付セス又へ其理由ノ齟齬アル時」「擬律ノ錯誤アル時」(治野送第四

しては、はじめから勝訴の可能性は、ほとんどなかつたとみてい然の措置であるというのである(戦場大審院)。稲倉の上告理由を以て(A)(後場大審院)。稲倉の上告理由を以て(A)(と)のである(戦場大審院)。稲倉の上告理由を以ては、前掲上告理由の一乃至三は「単ニ事実ニ就テ不服ヲ鳴ラス」由は、前掲上告理由の一乃至三は「単ニ事実ニ就テ不服ヲ鳴ラス」

稲倉儀三郎は、神戸区仲町通一丁目に居住、裁判当時、十八歳でたの真相を解明する手がかりが全く残されていないのは、寔に残念件の真相を解明する手がかりが全く残されていないのは、鬼に残念件の真相を解明する手がかりが全く残されていないのは、明治十になつたと、考えられないこともないが、前にも述べたごとく、事件の真相を解明する手がかりが全く残されていないのは、鬼に残念やの真相を解明する手がかりが全く残されていないのは、鬼に残念があったと、考えられないこともないが、前にも述べたごとく、事件の真相を解明する手がかりが全く残されていないのは、鬼に残念である。

けられゝば、幸である。ても、私は全く知るところがない。神戸地方郷土史家の御教示がう稲倉は十九年五月頃、出獄した筈であるが、その後の動静につい

校」となつているが、当時の新聞報道の中には、「神戸小学校相生分校」(1) この学校の名称は、後掲神戸軽罪裁判所判決書によると「相生小学

園沿革史」・昭和三十九年・二四頁)、現在は、神戸市立湊川多聞小学校 としているものがある。 これは、 相生小学校が正しい。 同校は、 明治 である。稲倉事件は、旧布袋座を仮校舎としていた 時代の 出来事 で あ 名称、 校舎はいくたびか変つたが (「神戸市教育史」第二集・附録「校 治十六年四月、上橘通四丁目に校舎を新築して移転した。その後、 時事新報)または「神戸小学校」(同年二月二十八日・郵便報知新聞) (十六年二月十八日・南海日報)あるいは「相生学校」(同年三月五日・ 六年九月、 神戸区の寄席布袋座を買収、 それを仮校舎として開設、 明 、その

(2) 天皇の写真を所持することは、一般的に禁止されていた。 29・本誌第四四巻一〇号七六頁参照)。他の府県によいても、同様の 措 筋へ可相納候」ことを命じている(全文は、本稿・門田平三事件の註 東京府では明治七年四月十日・東京府番外達で「御写真所持ノ 者」「御 例えば、

置を採つていたものと思われる。

明らかでない。 思われる。相生小学校の生徒が、なぜそうした禁制物をもつていたかは う。長崎裁判所および大阪裁判所の伺指令の内容を、私は詳らかにしな 参照)と述べている。ここに「御肖像」とあるのは、写真のことであろ ラス」(公判始末書、本稿・門田平三事件・本誌第四四巻 一〇号 八八頁 之レアリ大阪裁判所ヨリノ伺ニモ亦同シ法律上人民ノ所持スルモノニア 伺ニ人民ハ決シテ主上の御影ハ所持スルコト相成ラス取上ケヨトノ指令 キモノニアラス法律上応禁物ニテ現ニ九年十二月二十三日長崎裁判所ノ 子ノ御肖像ハ民間ニアルヘキモノニアラス勅奏任官ノ外ハ之ヲ所持スヘ いが、このような禁制は、明治十六年当時も、なおつづいていたものと すでに紹介した門田平三事件の公判において、弁護人山下重威は「天

(3) この事件は、家永三郎氏も、明治十六年三月二十八日・自由新聞所 載の判決書を典拠として簡単に紹介しておられるし(前掲共和主義の伝

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

後掲註19・参照)。 ことがある(「資料日本社会運動史」第一巻・昭和二十二年・一四六頁 巻七号・七三頁参照)、また、田中惣五郎氏も、その概要を 紹介され た 統・思想・昭和三十三年八月号・一二頁、本稿・はしがき・本誌第四四

- (4) 本稿・門田平三事件・本誌第四四巻一○号六四頁以下参照
- (5) 例えば明治十六年二月二十日・朝野新聞
- (6) そのほか、証人の一人犬塚竹二というは、後掲時事新報所載の判決 教頭福島滋夫氏の御教示による。同氏の学恩を謝す。 員である(同前「沿革別記」に よる)。 湊川多聞小学校の 記録は、同校 る)。なお、八木文純(旧姓大沢)は、十四年七月、同校に 就職した 教 教員であつた(湊川多聞小学校の「沿革日記」および「沿革別記」によ 賀県人、大阪師範学校卒、明治十一年十一月以降、相生小学校の「主座 は「大塚介二」となつている。これは「犬塚竹二」が正しい。犬塚は佐 文では「大塚竹二」、朝野新聞(十六年三月二十八日)所載の 判決文 で
- (7) 学務委員は、その小学校の区域の住民の薦挙した者の中から地方長 学、小学校の設置、保護等の 事 項 を 掌つた(明治十三年十二月二十八 日・太政官布告第五九号・教育令第一〇条、第一一条、第一二条)。 官が選んで任命した もので、地方長官の 監督をうけて、小学児童の 就
- (8) 前掲教育令第四八条 町村立学校ノ教員ハ学務委員ノ申請ニ因リ府 知事県令之ヲ任免スヘシ
- き、その行方を追求した。 被告人が逃亡した場合、予審判事は、 治罪法の次の規定 にもとづ

第一三四条 予審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潜匿シタルコトヲ知リ又 査ニ令状ヲ帯行セシムルコトヲ得 ハ潜匿シタリト思料シタル場合ニ於テ被告事件急速ヲ要スルトキハ巛

即時執行ヲ求ム可シ 巡査ハ被告人所在ノ地ノ予審判事検事又ハ司法警察官ニ令状ヲ示シテ

事ヲ請求スルコトヲ得 控訴裁判所検事長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ捜査及ヒ逮捕ヲ為ス可キ搾一三五条 予審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覚知スルコト能ハサル時ハ各

ヲ為サシム可シ請求ヲ受ケタル検事長ハ其管轄地内ノ検事ヲシテ捜査及ヒ逮捕ノ処分請求ヲ受ケタル検事長ハ其管轄地内ノ検事ヲシテ捜査及ヒ逮捕ノ処分

(1) 治罪法第一四三条 予審判事ハ予審中事実発見ノ為メ必要ナリト思(1) 明治十六年二月二十八日・郵便報知新聞。和歌山で逮捕されたとの、後掲大審院判決書もそれを踏襲している。泉州(和泉)は紀州の隣り、後掲大審院判決書もそれを踏襲している。泉州(和泉)は紀州の隣り、後掲大審院判決書もそれを踏襲している。泉州(和泉)は紀州の隣り、後掲大審院判決書もそれを踏襲している。泉州(和泉)は紀州の隣り、後掲大審院判決書もそれを踏襲している。泉州(和泉)は紀州の隣り、後掲大審院判決書もそれを踏襲している。泉州(和泉)は紀州の隣り、後掲古宗院判決書には「泉州地方へ逃走がといる。

雖モ監倉長ノ特ニ指名シタル者ヲシテ之ヲ給与セシム物品ヲ授受スルコトヲ許サス食物飲料薬餌其他監倉ヨリ給ス可キ物品ト箇キ予審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ他人ト接見シ又ハ書類貨幣其他ノ第一四四条 密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ一名毎ニ之ヲ別室ニケタル被告人ヲ密室ニ監禁スルノ言渡ヲ為スコトヲ得

料シタル時ハ検事ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ勾留状若クハ収監状ヲ受

更改スルコトヲ得 第一四五条 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可カラス但シ十日毎ニ共言渡ヲ

予審判事ハ十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問シ通常ノ規則ニ従ヒ調書言渡ヲ更改スル時ハ其事由ヲ裁判所長ニ報告ス可シ

(5) 当時、神戸では、神戸新報が発行されていた筈であるが(橋本政次(5) 当時、神戸では、神戸新報が発行されていた筈であるが(橋本政次とができないのは残念である。

(3) 明治十五年七月「官員録」によると、神戸始審裁判所は、所長判事 松本正忠以下、判事藤田隆三郎、赤堀義民、判事 補馬渡俊猷、山口重 た、奥田力、水越成章、安藤勇、海原憐平、清原真弓、井内僴一、邨田 赤徳、内田正雄らの陣容である(一九○枚表)。翌十六年五月「官員録」 によると、所長は加藤祖一、藤田、赤堀両判事は変らず、判事補の内、 に川地弥作、森憲一の名がみえている(一九六枚表)。これら 判事補 の一人が、稲倉事件の予審判事であつたものと思われる。

六年十一月)(前掲司法沿革誌・六五六頁)。 たい 一大年十一月)(前掲司法沿革誌・六五六頁)。

(**) 後掲神戸軽罪裁判所判決書に「証人飯倉竜三郎八木文純大塚竹二及に参考人岡島重蔵ノ調書」とあるのは、予審調書のことと思われる。ない、未成年者の場合、証人として喚問することは許されず(治罪法第一八二条)、ただ「事実参考ノ為メ其陳述ヲ聴クコト」のみが許された(同八二条)。参考人である。相生小学校生徒の岡島が参考人であつ前第一八一条)。参考人である。相生小学校生徒の岡島が参考人であったのは、それがためである。

明治十六年三月二十八日・郵便報知新聞。

(6) 明治十六年三月二十六日・時事新報、三月二十八日・朝野新聞。公(6) 明治十六年二月二十六日・時事新報、三月二十八日・朝野新聞。公10 明治十六年二月二十六日・時事新報、三月二十八日・朝野新聞。公10 明治十六年二月二十六日・時事新報、三月二十八日・朝野新聞。公10 明治十六年二月二十六日・時事新報、三月二十八日・朝野新聞。公10 明治十六年二月二十六日・時事新報、三月二十八日・朝野新聞。公10 明治十六年二月二十六日・時事新報、三月二十八日・朝野新聞。公10 明治十六年二月二十六日・時事新報、三月二十八日・朝野新聞。公10 明治十六年:津本名3。

18) 多くの新聞が、判決書を掲載して、この こ と を 報じている。例えい) 本稿・鶴見由次郎、後藤勉事件の註6・本誌九九頁参照。

日・奥羽日日新聞は、その量刑のみを報じている。日・夷売新聞、三月三十日・函右日報などである。そのほか、四月四ば、三月二十八日・朝野新聞、郵便報知新聞、時事新報、三月二十九

ずた【~に切り裂いた後、こんなものは尊敬すべきでないと放言した」き御方の写真を手にして登校したのを見ると、突然奪ひ取つた、そしてき御方の写真を手にして登校したのを見ると、突然奪ひ取つた、そして照)。兵庫県下神戸小学校相生分校の 教員稲富餞三郎は、一生徒が、畏照)。兵庫県下神戸小学校相生分校の 教員稲富餞三郎は、一生徒が、畏筋者中学卒業生不敬罪事件の判決日は十六年一月十九日である。拙稿・ある(山本栄吉不敬罪事件の判決日は十六年一月十九日である。拙稿・り)田中惣五郎氏は「明治十六年一月八日、山本受刑の十日前のことでり)田中惣五郎氏は「明治十六年一月八日、山本受刑の十日前のことで

なものといわざるをえない。 まかろうが、「資料」と名付けた学術書の記事としては、寔に不適切むよかろうが、「資料」と名付けた学術書の記事としては、寔に不適切記事をもとにして脚色された叙述であると考える。講談、小説ならそれ裏付ける資料は、私の知る限り見当らない。私は、田中氏が当時の新聞稲倉の苗字共に間違つているが、それはともかく、この田中氏の記述を

(田中・前掲社会運動史・一四六頁)と 述べておられる。事件の 日附、

(2) 稲倉が上告したことは、四月六日・時事新報、四月十一日・読売新(2) 本稿・大槻貞二事件・本誌第四四巻九号・七六頁以下参照。

聞などが、それを報じている。

- (②) この判決を報道した新聞は、私の知る限りにおいてみあたらない。(経) この判決を報道した新聞は、私の知る限りにおいてみあたらない。(軽罪ノ事件ヲ受理シタル時ハ被告人ニ対シ先ッ召喚状ヲ発ス可シ(下略)(②) 治罪法第二八条 予審判事ハ検事又ハ民事原告人ノ起訴ニ因リ重罪(②)
- 得(下略) チニ被告人ニ対シ勾引状ヲ発シ又へ訊問シタル後勾留状ヲ発スルコトヲ (公) 治罪法第一一五条 予審判事へ告訴告発ノ事件急速ヲ要スル時へ直

一 被告人定リタル住所アラサル時

第一三条 予審判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ勾引状ヲ発スルコトヲ得

二 被告人罪証ヲ湮滅シ又ハ逃亡スルノ恐アル時

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

(三——省

によつて、決して違法とはいえない。
予審判事が召喚状を出さず、直に勾引状を発したとしても、右の規定

(25) 事実の存否は、上告理由にはならない。本稿・阪崎斌事件の註25

本誌第四四巻七号・八四頁参照。

(分) 前掲教育令第三七条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ(26) 前掲湊川小学校沿革別記(註6・参照)による。

(28) 註26に同じ。

されていない。戦災のためである。 はる。因みに、現在の神戸地方検察庁には、稲倉事件の判決正本は保管はる。因みに、現在の神戸地方検察庁には、稲倉事件の判決正本は保管

収録されているが、判検事名その他若干の省略がある。は、「大審院刑事判決録・明治十六年四月――五月」・四五三頁以下にも(2) 大審院判決書は、最高裁判所保管の 判決正本に よる。この 判決書

裁判言渡書(この言葉は手塚が補充した)

平民 小学校教員 抵津国神戸区仲町通一丁目居住

稲倉 儀三

トベモ

八木文純大塚竹二及ヒ参考人岡島重蔵ノ調書被告カ泉州地方へ逃(***) 石皇室ニ対スル犯罪事件ノ公訴ニ付審理ヲ遂ル所証人飯倉竜三郎

二十才ニ満タサルヲ以テ同法第八十一条第七十条ニ照シ宥恕シテ 右本刑ニー等ヲ減シ二月七日以上三年九月以下ノ重禁錮十五円以 発シナガラ之ヲ引裂シタルモノト判定ス則チ刑法第百十七条ニ依 明治十六年一月三十一日神戸区相生小学校ノ教場ニ於テ生徒岡島 リ重禁錮三月以上五年以下罰金二十円以上三百円以下ノ所年未タ 重蔵カ所持セシ写真ハ至尊ノ御写真ナルコトヲ知リ不敬ノ言詞ヲ 亡シ潜居シタルコト及ヒ被損シタル御写真等ノ証拠ニヨリ被告ハ

処シ仍ホ二年ノ監視ニ附ス 右ノ理由ナルヲ以テ被告稲倉儀三郎ヲ三年ノ重禁錮百円ノ罰金ニ 二年以下ノ監視ニ付スヘキモノナリ

明治十六年三月廿二日 於神戸軽罪裁判所検事福鎌芳隆立会ノ

上言渡ス

義民

宣 告 書

稲倉

平民儀兵衛長男

兵庫県神戸区仲町通一丁目居住

月十八歳 明治十六年三 儀三郎

上百五十円以下ノ罰金ニ処シ仍ホ同法第百二十条ニ依リ六月以上 陳セリ ルノミナラス現ニ逃走シタル者ナレハ直ニ拘引状ヲ発シタルハ其 ス如何トナレハ予審判事ニ於テ被告事件急速ヲ要シ又逃亡ノ恐ア クニ上告第一乃至第三ノ理由ハ徒ニ事実ノ判定ニ対シ不服ヲ訴フ 大審院ニ於テ専任判事ノ報告ニ依リ立会検事加納久宜ノ意見ヲ聴 十条ノ規定ニ関セサル者ト考量スルニ因リ之カ答弁ヲ為サスト開 主意タルヤ単ニ事実ニ就テ不服ヲ鳴ラスニ止リ毫モ治罪法第四百 破毀ヲ求ムト謂フニ在リ対手人検事補福鎌芳隆ハ被告人ヵ上告ノ(***) 上ノ理由ハ治罪法第四百十条第九第十ニ定メタル場合アルヲ以テ 全ク婦人ノ写真ナリト聞知シ読書時間他ノ妨礙ナランコトヲ思慮 罪告訴アルコトヲ知テ遁逃潜伏シタルニ非ス全ク各教員等カ自分 郎カ片言ヲ信シ裁判シタルハ不服ナリ第二泉州地方へ赴キシハ犯 ルニ過キス其第四ノ理由ノ如キ之ヲ治罪法第百十五条及ヒ第百廿 シタル所為ニ出テ毫モ悪意アルニ非ス第四本件ハ現行犯ニ非サレ ヲ猜忌スルカ為メニ一時之ヲ避ケタルナリ第三破毁シタルモノハ リ其趣旨ハ四項ナリトス第一証人参考人等ニ於テハ被告人カ不敬 監視六月ヲ附加シタル裁判言渡ニ対シ被告儀三郎ハ上告ヲ為シタ 条ニ照依シ重禁錮三年罰金百円ニ処シ仍ホ刑法第百二十条ニ依リ ハ先ツ召喚状ヲ発ス可キニ直チニ拘引状ヲ発シタルハ反則ナリ以 ノ語ヲ発シタリトノ証言ヲ為シタルコト無シ独リ告訴人飯尾竜三 ニ於テ右被告人ヵ所為ヲ審判シ刑法第百十七条同八十一条同七十 条第二項ニ照スニ固ヨリ当然ノ処分ニシテ毫モ不法ト云フ可ラ

皇室ニ対スル犯罪事件ニ付明治十六年三月廿二日神戸軽罪裁判所

遅緩ス可キ場合ニ非サレハナリ故ニ本件ハ上告ノ理由ナキ者ト思

料スルニ因リ棄却ノ言渡アランコトヲ望ムト陳弁セリ仍テ判決ス

八刑法第百十七条ニ該ル罪ヲ犯シタル者ト確認ン処断シタル者ナ雖モ原裁判所ハ総テノ法式ニ遵ヒ充分ノ証徴ニ拠リ被告人ノ所為チ又ハ治罪ノ手続ニ違ヒタル措置アル旨喋々弁説シ上告ヲ為スト被告人ハ言フニ忍ヒサル不敬ノ罪ヲ犯シ而シテ其事実ヲ三項ニ分ル左ノ如シ

ガスル者也 きずり

レハ上告ノ理由不相立者トス依テ治罪法第百廿七条ニ従ヒ之ヲ棄

大審院ニ於テ検事加納久宜立会宣告ス

裁判長 判事 西岡

逾明

専任 判事 山根 秀公

明治十六年五月二十二日

判事 高木 勤

配 飯島 偉